

横須賀市保育所等運営費補助金交付要綱

(総則)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく保育所等における児童の処遇の向上、職員の待遇の改善及び経営基盤の強化を図ることを目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所の設置者
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定による認定を受けた認定子ども園又は同法第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定子ども園（以下、別表第4項、第8項及び第10項を除き「認定子ども園」という。）の設置者
- (3) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた小規模保育事業又は家庭的保育事業を行う者
- (4) 子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に掲げる幼稚園の設置者
- (5) 法第34条の12第1項の規定により届け出た者のうち、前号までのいずれにも該当しない一時預かり事業を行う者

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助額)

第4条 補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内において、別表の各項に定める対象経費の実支出額と当該各項に定める基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(書類の整備等)

第5条 補助対象者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6条 補助対象者は、事業完了後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)が確定した場合には、仕入控除税額報告書(第1号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 保育所等運営費補助金交付要綱(昭和51年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 8 月 1 日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 3 月 1 日から施行し、平成28年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 9 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

ただし、改正後の保育所等運営費補助金交付要綱第 2 条第 5 号及び別表第 5 項各号列記以外部分の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 保育所等地域活動事業費

社会福祉法人が設置する保育所又は認定こども園において実施する第1号の対象事業に要する経費のうち、第2号の対象経費に該当するもの

（1）対象事業

ア 地域交流事業（高齢者及び障害児との交流、施設及び施設の園庭を利用した季節的行事並びに専門家を招いて実施するイベント等）

500,000円（ただし、1回当たり100,000円を限度とする。）

イ 育児講座事業（育児と仕事の両立を支援するための講演会及び研修の実施） 500,000円（ただし、1回当たり100,000円を限度とする。）

ウ 子育て家庭交流事業（保育園又は認定こども園に在園していない児童の体験保育、育児相談会、子育てサロン及び親子教室の実施等）

500,000円

エ 低年齢児受入事業（施設を活用した小学校低学年5人程度の毎日の受入れ） 500,000円

オ 職業体験受入事業（中学生及び高校生等の職業体験の受入れ） 200,000円

カ 保育所等機能強化事業（地域の子育て支援の拠点として行う各種事業等） 300,000円

（2）対象経費 賃金、謝礼、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料、賃借料、原材料費、備品購入費（単価が100,000円以下のものに限る。）及び負担金

2 延長保育事業

保育所、認定こども園及び小規模保育事業又は家庭的保育事業を行う事業所が実施する延長保育事業

（1）保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則（平成26年横須賀市規則第57号）第3条第1項第2号に掲げる時間を限度として行う保育必要量の認定（在籍児童1人当たり年額）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間	金額
1時間以上2時間未満	20,200円
2時間以上3時間未満	40,400円
3時間以上	60,600円

イ 小規模保育事業 A 型

延長時間	金額
1 時間以上 2 時間未満	14,000円
2 時間以上 3 時間未満	28,000円
3 時間以上	42,000円

ウ 家庭的保育事業

延長時間	金額
1 時間以上 2 時間未満	88,600円
2 時間以上 3 時間未満	177,200円
3 時間以上	265,800円

(2) 保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる時間を限度として行う保育必要量の認定 (1 事業当たり年額)

ア 保育所及び認定こども園

延長時間	金額
30分以上 1 時間未満	600,000円
1 時間以上 2 時間未満	1,760,000円
2 時間以上 4 時間未満	2,761,000円
4 時間以上 6 時間未満	5,673,000円
6 時間以上	6,704,000円

イ 小規模保育事業 A 型

	延長時間	金額
自園調理等	30分以上 1 時間未満	600,000円
	1 時間以上 2 時間未満	1,422,000円
	2 時間以上 4 時間未満	1,760,000円
	4 時間以上 6 時間未満	4,366,000円
	6 時間以上	5,092,000円
その他	30分以上 1 時間未満	600,000円
	1 時間以上 2 時間未満	1,375,000円
	2 時間以上 4 時間未満	1,605,000円
	4 時間以上 6 時間未満	3,524,000円
	6 時間以上	3,944,000円

注「自園調理等」は、事業所内で調理する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を搬入する事業所に適用。ウにおいて同じ。

ウ 家庭的保育事業

	延長時間	利用定員 4人以上	利用定員 3人以下
自園調理	30分以上 1 時間未満	314,000円	161,000円
	1 時間以上 2 時間未満	627,000円	321,000円
	2 時間以上 4 時間未満	1,122,000円	587,000円
	4 時間以上 6 時間未満	2,792,000円	1,894,000円

等	6 時間以上	4,433,000円	3,174,000円
その他	30分以上 1 時間未満	306,000円	153,000円
	1 時間以上 2 時間未満	611,000円	306,000円
	2 時間以上 4 時間未満	1,070,000円	535,000円
	4 時間以上 6 時間未満	2,052,000円	1,155,000円
	6 時間以上	3,389,000円	2,128,000円

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業費

(1) 給食費（副食材料費） 当該年度分の市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第 213号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合合算額をいう。）が77,101円未満の世帯に属する児童、令第15条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者の世帯に属する児童又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第 3 学年までに在籍する児童が同一の世帯に 3 人以上いる場合における最年長者及び 2 番目の年長者である者以外の児童（保護者が子ども・子育て支援法第30条の 5 第 1 項に規定する施設等利用給付認定を当該児童について受けた場合の児童に限る。） 1 人当たり月額 4,800円

(2) 教材費・行事費等（給食費以外） 生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）等に属する児童 1 人当たり月額 2,700円

4 能力活用事業費

健康面、発達面において特別な支援を必要とする次のいずれかに該当する児童が在籍する社会福祉法人が経営する幼保連携型認定こども園（健康面、発達面において特別な支援を必要とする児童が 1 人のみ в籍する施設にあつては、当該施設の在籍児童数が80人未満である施設に限る。）における当該児童（保護者が子ども・子育て支援法第20条に規定する教育・保育給付認定のうち、同法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定を当該児童について受けた場合の児童に限る。）の教育・保育を担当する幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者の加配（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「内閣府告示」という。）に基づき配置すべき職員数に加えて配置することをいう。以下同じ。対象児童 2 人に対し常勤換算方法（常勤以外の職員の 1 か月の勤務時間数の合計を施設等

の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数で除することにより、当該施設等の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で職員1人以上とする。)に係る必要経費 当該児童1人当たり月額65,300円

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第2章の規定による特別児童扶養手当を受給する者が監護し、又は養育する児童

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童

(3) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている児童

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

(5) 横須賀市療育相談センター(横須賀市以外の同等の施設を含む。)に通院しており、療育プログラムの提案を受けている児童

5 一時預かり事業費

市長が承認する保育所、認定こども園及び一時預かり事業を行う事業所において実施する一時預かりの対象児童の保育に要する経費(飲食物費相当額を除く。)

(1) 一般型対象児童(1か所当たり年額)

ア 基本分

(ア) 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数基準額	金額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	3,105,000円
900人以上1,500人未満	3,321,000円
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円
3,900人以上4,500人未満	10,701,000円
4,500人以上5,100人未満	12,177,000円
5,100人以上5,700人未満	13,653,000円
5,700人以上6,300人未満	15,129,000円
6,300人以上6,900人未満	16,605,000円

6,900人以上7,500人未満	18,081,000円
7,500人以上8,100人未満	19,557,000円
8,100人以上8,700人未満	21,033,000円
8,700人以上9,300人未満	22,509,000円
9,300人以上9,900人未満	23,985,000円
9,900人以上10,500人未満	25,461,000円
10,500人以上11,100人未満	26,937,000円
11,100人以上11,700人未満	28,413,000円
11,700人以上12,300人未満	29,889,000円
12,300人以上12,900人未満	31,365,000円
12,900人以上13,500人未満	32,841,000円
13,500人以上14,100人未満	34,317,000円
14,100人以上14,700人未満	35,793,000円
14,700人以上15,300人未満	37,269,000円
15,300人以上15,900人未満	38,745,000円
15,900人以上16,500人未満	40,221,000円
16,500人以上17,100人未満	41,697,000円
17,100人以上17,700人未満	43,173,000円
17,700人以上18,300人未満	44,649,000円
18,300人以上18,900人未満	46,125,000円
18,900人以上19,500人未満	47,601,000円
19,500人以上20,100人未満	49,077,000円

備考 20,100人以上の場合は別途協議。

(イ) (ア) 以外（地域密着Ⅱ型を含む。）の場合

年間延べ利用児童数基準額	金額
300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	2,979,000円
900人以上1,500人未満	3,200,000円
1,500人以上2,100人未満	4,622,000円
2,100人以上2,700人未満	6,044,000円
2,700人以上3,300人未満	7,466,000円
3,300人以上3,900人未満	8,888,000円
3,900人以上4,500人未満	10,310,000円
4,500人以上5,100人未満	11,732,000円
5,100人以上5,700人未満	13,154,000円
5,700人以上6,300人未満	14,576,000円
6,300人以上6,900人未満	15,998,000円
6,900人以上7,500人未満	17,420,000円
7,500人以上8,100人未満	18,842,000円
8,100人以上8,700人未満	20,264,000円
8,700人以上9,300人未満	21,686,000円
9,300人以上9,900人未満	23,108,000円
9,900人以上10,500人未満	24,530,000円
10,500人以上11,100人未満	25,952,000円
11,100人以上11,700人未満	27,374,000円
11,700人以上12,300人未満	28,796,000円
12,300人以上12,900人未満	30,218,000円

12,900人以上13,500人未満	31,640,000円
13,500人以上14,100人未満	33,062,000円
14,100人以上14,700人未満	34,484,000円
14,700人以上15,300人未満	35,906,000円
15,300人以上15,900人未満	37,328,000円
15,900人以上16,500人未満	38,750,000円
16,500人以上17,100人未満	40,172,000円
17,100人以上17,700人未満	41,594,000円
17,700人以上18,300人未満	43,016,000円
18,300人以上18,900人未満	44,438,000円
18,900人以上19,500人未満	45,860,000円
19,500人以上20,100人未満	47,282,000円

備考 20,100人以上の場合は別途協議。

イ 基幹型施設加算（土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設に対する加算）1か所当たり年額1,150,000円

（2）特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童）

ア 平日分 400円

イ 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円

ウ 長時間加算 100円

（3）緊急一時預かり対象児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）であって、同法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者を利用していない児童について、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者への入所が決まるまでの間、定期的に預かる児童）
該当児童1人当たり日額4,400円

（4）特別支援児童（次に該当する障害児・多胎児）加算 該当児童1人日当たり日額3,600円

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2章の規定による特別児童扶養手当を受給する者が監護し、又は養育する児童

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定による療

育手帳の交付を受けている児童

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）

第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

オ 横須賀市療育相談センター（横須賀市以外の同等の施設を含む。）

に通院しており、療育プログラムの提案を受けている児童

カ ア～オに掲げるもののほか、特別な支援を要する児童

（５）事務経費加算（子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業（子ども・子育て支援法第59条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和５年６月27日付けこ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第２の１に規定される企業主導型保育事業をいう。）と一体的に事業を実施している施設を除く事業所において事務経費への対応として事務職員の配置等や賃貸物件における賃借料当に係る経費 １か所当たり年額2,670,000円

6 特別支援対策事業

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない児童で特別な支援を必要とする次のいずれかに該当する児童（保護者が子ども・子育て支援法第20条に規定する教育・保育給付認定のうち、同法第19条第２号及び同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る認定を当該児童について受けた場合の児童であって、横須賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する市加算費支弁要綱（平成27年４月１日制定）に規定する障害児等受入加算又は横須賀市私立幼稚園等障害児等教育費補助金交付要綱（昭和56年４月１日制定）に基づく横須賀市私立幼稚園等障害児等教育費補助金の対象外である者に限る。）の保育を担当する保育士資格を有する者の加配（対象児童２人に対し常勤換算方法で職員１人以上とする。）に係る必要経費 当該児童１人につき、月額65,300円

（１）横須賀市療育相談センター（横須賀市以外の同等の施設を含む。）

に通院しており、療育プログラムの提案を受けている児童

（２）前号に準じた状況のため、医療機関に通院している児童

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別な支援を要する児童

7 分園推進事業

分園の運営に要する経費特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2の賃借料加算に係る分園の利用定員区分の単価を用いた場合の年額と当該分園の年間賃借料のいずれか少ない金額

8 保育補助者雇上強化事業

保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う事業所における保育補助者（保育士資格を有していない者に限る。）及び有資格保育補助者（保育士資格を有するものであって現に保育士として就業していない者。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用された日から1年を限度とする。）の雇用に要する経費

利用定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額2,338,000円

利用定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額4,676,000円

9 保育士宿舍借り上げ支援事業

保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所における常勤の保育士が居住するための宿舍借り上げに要する経費 1戸当たり月額43,500円

10 医療的ケア児保育支援事業

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業又は小規模保育事業を行う事業所における人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）の受け入れ体制の整備に要する経費

(1) 認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。

以下同じ。）である保育士や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置に要する人件費等の経費

ア 基本分 1か所当たり年額 5,290,000円

イ 加算分（2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる場合に看護師等を複数配置している場合） 1か所当たり年額 5,290,000円

(2) 看護師等の研修受講等に係る費用及び研修受講に係る代替職員の配置に要する費用 1か所当たり年額300,000円

- (3) 派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士及び子育て支援員を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第33条2項に規定する配置基準を満たす保育士とは別に配置する場合の加配に要する人件費（他加配の対象となる者を除く） 1 か所当たり年額2,232,000円
- (4) 医療的ケア児が個別に必要な備品の整備費用 1 か所当たり年額100,000円
- (5) 地震等の災害発生による停電等を想定した、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要な備品の整備費用 1 か所当たり年額100,000円

第 1 号様式(第 6 条関係)

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 (あて先)横須賀市長 所在地 法人名 報告者施設名 代表者の氏名	
補助金の確定額	円
消費税の申告の有無	有 ・ 無
仕入控除税額の計算方法	一般課税 ・ 簡易課税
補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	
補助金返還相当額	
添付資料	